

入所申込み確認及び同意書(1号用)

※以下の項目をご確認いただき、オンライン上で同意の上、手続きをしてください。

入所および支給認定について	
1	令和8年度西原町保育園、こども園等入所案内の内容を確認しました。
2	職員が関係機関において、住民基本台帳等を閲覧し、居住要件、世帯状況について確認します。
3	申込内容について、教育・保育の運営上必要と認められる情報を施設と共有します。
4	公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合において、情報を提供します。
5	申込内容に虚偽があった場合は、入所内定および決定が取消となります。
6	利用施設を1ヶ月以上連続で欠席する場合は、こども課へご連絡ください。
7	4月入所に向けた認定事務等が集中し、確認および審査に時間を要する場合、変更となった認定証の交付が1月下旬頃となる場合があります。
8	きょうだい児での申込の場合、同時同施設での利用を優先しますが、調整の結果、別々での利用となる場合があります。
9	公私連携幼保連携型認定こども園の1号認定の入所選考については、小学校区優先となることについて確認しました。また、小学校校区外からの入園も可能ですが、小学校入学の際には、原則指定校区の小学校に入学することになることを確認しました。
転園について	
10	新年度の転園希望は新規申込の扱いとなります。希望先への転園ができず、元の園に戻れない可能性があります。
11	年度途中での転園希望の場合は、「待機児童がいない場合」や「ほかに申込者がいない場合」のみ選考の対象となります。
給食費等について	
12	保育料や副食費の決定に必要な市町村民税が確認できない場合は、最高階層(8階層)および副食費徴収での決定となります。
13	クラス年齢が3歳児以上の児童は、給食費を別途施設へお支払いいただきます。
14	申込児童やきょうだい児に在園児または卒園児がいる世帯で、保育料等の未納がある方は入所選考で減点の対象となり、新規及び継続入所ができない場合があります。
15	支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)および世帯情報を閲覧します。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示します。